

旭川市街頭防犯カメラシステム管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う街頭防犯カメラの設置及び適切な管理運用について必要な事項を定めることにより、犯罪抑止への有用性と市民又は本市を訪れる者のプライバシーの保護に配慮し、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラシステム

本市が別紙のとおり設置する防犯カメラ、記録媒体及び専用パソコンをいう。

(2) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置するカメラをいう。

(3) 記録媒体

防犯カメラで撮影した個人が識別できる程度の画質の画像を2週間程度録画できる容量を有するものをいう。

(4) 専用パソコン

記録媒体に録画した画像を保存するための専用ソフトが使用できるように設定したパソコンをいう。

(5) 画像

防犯カメラにより撮影し記録媒体に録画したものをいう。

(6) 画像の管理

画像の録画、保存、複製、印刷、閲覧若しくは消去又は記録媒体の廃棄をいう。

(7) 画像の提供

第三者に対し、専用パソコンに保存した防犯カメラの画像を閲覧させ、又は当該画像を印刷し、若しくは複製したものを提供することをいう。

(防犯カメラの設置場所等)

第3条 防犯カメラの設置場所及び設置台数は別紙のとおりとする。

(管理体制)

第4条 街頭防犯カメラシステム（以下「システム」という。）の運用を適正に行うため、街頭防犯カメラシステム管理責任者（以下「管理責任者」という。）と、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、旭川市防災安全部交通防犯課長をもって充てる。

3 管理責任者は、システムの設置及び運用が常に適正に行われるよう、システムに関する事務を統括する。

4 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、その指示の下に、システムの運用に関する事務を行う。

(システムの管理)

第5条 管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラ、記録媒体及び専用パソコンの設定、設置、保管に関して、次に掲げる事項を遵守し、適正に行わなければならない。

- (1) 防犯カメラ（記録媒体を含む）及び専用パソコンにはパスワードを設定するとともに、これを定期的に変更する。
- (2) 防犯カメラを設置する場所には、防犯カメラが作動していることを通行人が認識できるように見やすい箇所に表示板等を掲示する。
- (3) 専用パソコンは、旭川市防災安全部交通防犯課に配置し、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する措置を講じる。

(画像の管理等)

第6条 管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、毀損の防止その他の画像の安全管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 画像を適切に管理するための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理責任者等以外の者は、システムの操作をしてはならない。
- (2) 画像は編集又は加工をしない。
- (3) 防犯カメラは常時撮影し、画像は常時上書き保存する。その期間は撮影した日から起算して2週間程度とする。
- (4) 記録媒体を廃棄する場合は、画像が再現不能となるよう粉碎、溶解、その他の適切な方法で行う。
- (5) 管理責任者等は、管理上必要な場合に画像を閲覧、印刷、複製することができる。
- (6) 前各号のほか、必要と認める措置

3 この要綱に定めるもののほか、個人情報保護に関して必要な事項は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定による。

(画像の提供の制限)

第7条 管理責任者は、第三者に画像の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による照会を受けた場合（照会は原則として文書による。）
- (2) 法令等の規定に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があると認めた場合

(画像の提供の手続等)

第8条 前条ただし書に該当することにより画像の提供をする場合には、管理責任者の指示の下、取扱責任者は次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 対象となる防犯カメラ、撮影日時など画像を特定すること。

- (2) 防犯カメラごとに専用パソコンを持参し、無線LAN通信で画像を保存すること。
- (3) 第1号及び第2号に掲げるほか、管理責任者が必要と認める措置
- (4) 前各号に掲げる措置を講じたことを別に定める記録簿等に記載すること。

(この要綱に定めのない事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

防犯カメラ設置場所及び台数

カメラ No.	住 所	台数
1	旭川市4条通6丁目	1
2	旭川市4条通6丁目	1
3	旭川市3条通6丁目	1
4	旭川市3条通7丁目	1
5	旭川市2条通6丁目	1
6	旭川市1条通6丁目	1
7	旭川市3条通5丁目	1
8	旭川市4条通6丁目	1